

犬山市障害者基幹相談支援センター運営事業者評価指針

第1 目的

障害者が住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるよう、各種障害の相談に総合的・専門的に対応できる体制や、地域の相談支援事業者の指導・育成などを行うとともに、自立支援協議会の運営を通し、地域支援者の連携強化や地域の支援体制の構築に向けた取組、その他事業の確実性など多角的な視点から検討や審査を行い、長期的かつ安定的に運営される事業者を選定する必要があることから、その評価指針を定める。

第2 評価の考え方

- 1 市の障害者基本計画等に適合しているとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関としての機能を発揮できる事業者を評価する。
- 2 事業者の役員等が社会福祉に対して熱意と知識・経験を有し、健全な法人で障害者基幹相談支援センターの運営が確実な事業者を評価する。
- 3 評価に当たっては、事業者及びその他関係者から疑惑を招くことのないよう、公平・公正な事業者の評価を行う。

第3 評価及び選定方法

- 1 公平を期するため、市が定めた期日までに提出された障害者基幹相談支援センター運営委託の提案書及び添付資料、事業提案内容を評価の対象とする。
- 2 公正で透明性を確保するため、事前提出の書面審査で書類が適正でなければ、対象としない。犬山市プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において審査基準（別紙）及び提案者による事業提案（プレゼンテーション）により行う。出席者は、提案者の代表者3名以内とする。

3 選定方法

(1) 検討（事務局）

提出書類で次の事項等の確認を行う。

- ① 障害者基幹相談支援センター運営事業委託の提案書及びこれらに係る添付資料に不備がないこと。
- ② 社会福祉法、介護保険法、児童福祉法及び障害者総合支援法において指定の取り消し等を受けていないこと。

(2) 検討（審査委員）

- ① 提出書類で評価できる項目をあらかじめ点数化する。
- ② 事業提案（プレゼンテーション）は、提案者ごとに20分以内で行う。
- ③ 事業提案に対する聴き取りは、提案終了後必要に応じ適宜行う。
- ④ プレゼンテーションを聞いたうえで運営の指針等点数化する。
- ⑤ 審査基準により無記名で採点を行い、各委員の評価点を合計し、上位1つの提案者を選定する。

- 4 評価の結果、事業者が評価基準（採点が70%以上）を満たさない場合は、一事業

者のみの提案であっても選定せず再度募集、選定する。

なお、上記3の⑤で同点の提案者があった場合には、実施要領 別紙2「審査基準」のうち、2. 事業計画の(2)実施方法等の合計点が最も高い事業者を選定する。再同点の場合は、同項目の(1)実施体制等の合計点で選定する。更に再同点の場合は、職員の配置・確保対策の合計点で選定する。

第4 事業者への通知

選定結果は、提案者全てに文書により通知する。